

監査総合グループ第7回考査

試験問題

注意事項

＜補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください＞

- 試験開始の合図により、試験を始めてください。それまでこの冊子を開くことを厳禁とします。
- この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 答案は配付した解答用紙で作成してください。答案作成には、万年筆又はボールペン（インクはいずれも黒に限る。）のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。鉛筆、黒インク以外、こするとインクが消えるボールペンで解答した答案も試験を無効とし、採点いたしません。
- 所属補習所、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実にすべて記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 解答用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 解答用紙は、A3用紙です。切り離さずに提出してください。
- 問題に関する質問には一切応じません。
- 試験時間は2時間です。試験開始60分後から試験終了10分前までの間は、途中退室を認めません。途中退室する場合は、必ず解答用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 試験場で使用が認められるものは、次のとおりです。
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計又は懐中時計（通信機能を有するもの除く）。
腕時計又は懐中時計は机の上に置いて使用してください。また、使用が認められているもの以外はカバン等にしまい、荷物は全て足元に置いてください。試験開始後は、カバン等から荷物を取り出すことはできません。
- 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル700ml以下のもの1本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに解答用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 不正を行った者には直ちに退場を命じ、その日の考査は無効とします。

（解答用紙の氏名等記載例・マークシート記入例）

※1：所属補習所は自身が所属する[東京・東海・近畿・九州・札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松]のいずれかを記載すること

※2：補習生カード番号を記載し、丁寧にマークすること。また、誤ってマークした場合は、修正テープで綺麗に消すこと

補習所	補習生カード番号(9桁)										
	東京	番号	2	0	2	3	0	1	2	3	4
氏名	0	①	●	①	①	●	①	①	①	①	①
会計 太郎	1	①	①	①	①	①	●	①	①	①	①
	2	●	②	●	②	②	②	●	③	②	②
<注意> 補習生カード番号を記載し、番号を丁寧にマークしてください。	3	③	③	③	●	③	③	③	●	③	③
	4	④	④	④	④	④	④	④	④	④	●
	5	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
	6	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
	7	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
	8	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧
※誤ってマークした場合は、マークの跡が残らないよう、修正テープで綺麗に消してください。	9	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨

問題1 監査の結論及び報告【配点 25 点】

問1 期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生し、財務諸表の修正又は財務諸表における開示が要求される全ての事象を識別したことについて、監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手するために実施すべき事項に関して、以下の問いに答えなさい。

(1) 空欄①～⑥に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- ・後発事象を識別するために (①) が実施している手続を (②) すること。
- ・ (①) に、財務諸表に影響を及ぼす可能性のある後発事象が発生したかどうか (③) すること。
- ・期末日後に取締役会、監査役会、監査等委員会又は監査委員会、株主総会が開催されている場合、その (④) を (⑤) する。(④) が入手できない場合には、会議で討議された事項について (③) すること。
- ・利用可能な場合は、企業の翌期の直近の月次等の期中財務諸表を (⑥) すること。

(2) 上記(1)に加えて、必要かつ適切と判断される場合に実施する手続は複数あるが、そのうちの1つを答えなさい。

問2 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別した場合に関して、以下の問いに答えなさい。

(1) 実施すべき追加的な監査手続について、空欄①～⑦に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- ・継続企業の前提に関する経営者の (①) が未了の場合には、(①) の実施を経営者に求める。
- ・継続企業の (①) に関連する経営者の (②) が、当該事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその (③) について検討する。
- ・企業が (④) を作成しており、当該計画を分析することが経営者の (②) を評価するに当たって事象又は状況の将来の帰結を検討する際の重要な要素となる場合、以下を行う。
 - － (④) を作成するために生成した基礎データの (⑤) を評価する。
 - － (④) の基礎となる (⑥) に十分な裏付けがあるかどうかを判断する。
- ・経営者が (①) を行った日の後に入手可能となった追加的な事実又は情報がないかどうかを検討する。
- ・経営者に、経営者の (②) 及びその (③) に関して記載した (⑦) を要請する。

(2) (1) の手続を実施した結果、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり、重要な不確実性が認められ、重要な不確実性に係る注記が適切であると判断した場合の監査報告書上の対応を説明しなさい。なお、財務諸表にその他の重要な虚偽表示はないものとする。

問3 審査制度及び受審にあたっての留意点に関する以下の文章について、正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入しなさい。

- (1) 会社法監査及び金融商品取引法監査が適用される業務における意見表明時の審査について、監査報告書日が異なっている場合でも、その都度実施する必要はない。
- (2) 内容の重要度や一次審査の過程によっては、より上位の審査機関に諮る必要が生じる場合もある。
- (3) 審査担当者が改善勧告を行ったにも関わらず監査責任者がこれを受け入れず、当該勧告事項に対して審査担当者が満足するような解決が図られない重要な事項が存在しても、監査責任者の判断で監査報告書を発行することが可能である。
- (4) 業務執行社員は、審査に同席する必要はない。
- (5) 監査業務に係る審査担当者は、監査報告書が発行される前に重要な事項について監査業務に係る審査担当者として同意できるように、監査実施中の必要な段階で適時に監査業務に係る審査を実施する。

問4 金融庁は、「監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント2022」において、実態調査のアンケート結果、傾向分析（前期との類似度分析、KAMの個数分析）、特徴的な事例、検討が必要と考えられる事例等を要約して公表している。必ずしも当該事例でなくてもよいので、監査上の主要な検討事項（KAM）についての課題を3つ記載しなさい。

問題2 会計上の見積りの監査【配点 25 点】

会計上の見積りについて、監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」（以下「監基報 540」という。）に基づき、以下の問いに答えなさい。

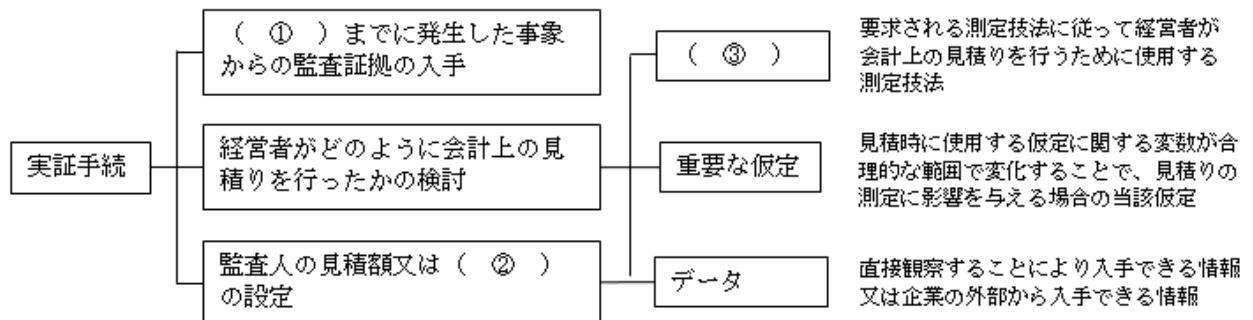
問1 監基報 540 の A1 項は、取引種類、勘定残高及び注記事項に関連する会計上の見積りを例示している。下記 [資料] に挙げられているもの以外で、会計上の見積りとして考えられるものを2つ挙げなさい。

[資料]

製品保証引当金
従業員の退職給付債務
株式に基づく報酬
のれん及び無形資産を含む、企業結合により取得した資産又は負債の公正価値
独立した事業当事者間で行われる金銭的対価を伴わない資産又は負債の交換取引
長期契約に関する収益認識
賞与引当金

問2 会計上の見積りにおける固有リスク評価について、監基報 540 で例示されている固有リスク要因のうち、見積りの不確実性以外の固有リスク要因を2つ挙げなさい

問3 会計上の見積りにおけるリスク対応手続の概要について、以下の空欄①～③に当てはまる適切な語句を答えなさい。



問4 あなたは、A社の2024年3月期の期末監査において、臨時賞与引当金勘定を担当することとなった。下記の[設例]を踏まえて、以下の問いに答えなさい。なお、監査上の許容誤謬額は5億円とする。

~~~~~[設例]~~~~~

■ A社は中期経営計画を達成するために、従来の賞与制度に加えて、臨時賞与制度を追加している。臨時賞与にかかる引当金は、会社が定めた規程に従って以下のように算出される。

- ・会社の賞与規程に賞与算定式が定められており、個人の賞与は「臨時賞与金額=基本給×個人業績係数×会社業績係数」で決定される。従業員数は1千人であり、平均基本給額は50万円である。
- ・3月決算会社で監査報告書日は2024年5月15日を予定している。
- ・臨時賞与の支給対象期間は3年間（2023年4月～2026年3月）で、2026年6月末に支給される。
- ・2026年6月末の支給対象日在籍者のみに支給する。
- ・会社の業績係数は中期経営計画期間の3年間における平均達成率に基づき最終決定される。当期は中期経営計画の1年目（2024年3月期）にあたり、当期の速報ベースの計画達成率は104%であった。一方で、会社は過去の予算達成率と会社業績係数の実績値及び当期の決算速報や受注状況等を参考に、経営者の判断で、中期経営計画期間の3年間（2023年4月～2026年3月）における平均達成率は112%と予測している。なお、前回の中期経営計画の最終年度の計画達成率は99%、3年間の過去平均達成率は97%であった。

|     |       |        |        |          |           |        |
|-----|-------|--------|--------|----------|-----------|--------|
| 達成率 | 80%以下 | 80-89% | 90-99% | 100-109% | 110%-119% | 120%以上 |
| 係数  | 0.5   | 0.75   | 1.0    | 1.2      | 1.7       | 2.2    |

- ・個人業績係数はTier 1～5の5段階であり、Tierごとの係数と標準割合は賞与規程で定められており、通常の賞与の評価を3年間累積していくこととする。
- ・引当金算定においては全員一律Tier 3という仮定を置いている。

|      |     |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| Tier | 1   | 2   | 3   | 4   | 5   |
| 標準割合 | 5%  | 10% | 70% | 10% | 5%  |
| 係数   | 3.0 | 2.5 | 2.0 | 1.5 | 1.0 |

■ 会社が計上した臨時賞与引当金の計算式

$$\begin{array}{ccccccc}
 \boxed{\text{臨時賞与引当金}} & = & \boxed{\text{平均基本給}} & \times & \boxed{\text{人数}} & \times & \boxed{\text{個人業績係数見込}} & \times & \boxed{\text{会社業績係数見込}} \\
 & & 50 \text{万円} & & 1 \text{千人} & & \text{一律 Tier 3 として計算された係数 2.0} & & \text{経営者が判断した達成率に基づく係数 1.7}
 \end{array}$$

(1) あなたは臨時賞与引当金のリスク評価のため、[設例]の見積手法に沿った計算要素をデータと仮定に分類した。計算要素のうち、会社業績係数の見込について、重要な仮定であると判断する場合には○を、判断しない場合には×を記入し、その理由を金額に基づき答えなさい。なお、感応度分析を行うにあたり、重要な仮定か否かの判断には許容誤謬額×100%を用いるものとする。

- (2) 臨時賞与引当金の固有リスク要因の見積りの不確実性について、高いと判断する場合には○を、高いと判断しない場合には×を記入し、その理由を会社業績係数の確定時期を踏まえて答えなさい。
- (3) あなたは、平均基本給及び従業員数に対するリスク対応手続を指示された。考えられるリスク対応手続を1つ答えなさい。
- (4) あなたは、期末監査手続を一通り終えた後、2024年5月10日に取締役会で承認されたA社の将来の課税所得見込資料を閲覧したところ、2026年3月期の税引前利益は、中期経営計画の102%と見込まれていることに気づいた。このような場合に、監査人が一層発揮しなければならないものは何か、監基報540にある用語で答えなさい。

### 問題3 職業倫理（精神的独立性の保持）【配点 20 点】

問1 以下の[事案]を読み、公認会計士Aの行動について、どのような点に問題があると考え  
るか。倫理規則において遵守すべき5つの基本原則のうち関連性があると思うものを、次  
のページの[参考資料]から2つ選択し、基本原則に関連付けてその問題点を述べなさい。  
ただし、「職業的専門家としての行動の原則」は選択しないこととする。

なお、解答にあたっては、以下の[例]の文章形式で記載すること。

「問題と考える事象（こと）」は、「・・・（基本原則の定義を記載する）」することを求  
める、「・・・の原則（基本原則を記載する）」に照らして問題がある。

[例]※下記例は、本問題の事案とは関係ない。

|           |                                             |
|-----------|---------------------------------------------|
| ・問題と考える事象 | 公的な会議の場で（・・・といった）発言をしていることは、                |
| ・基本原則の定義  | 職業的専門家に対する社会的信用を傷つける可能性がある行<br>動をしないことを求める、 |
| ・基本原則     | 職業的専門家としての行動の原則に照らして問題がある。                  |

[事案]

公認会計士A（以下「A会計士」という。）は監査法人に勤務する職員で、X社の主査  
である。

A会計士は、月曜日のX社での監査において、X社の経理部長から、X社で予定されて  
いる企業結合取引に関する会計処理について相談を受けており、今週中に回答が欲しい  
と依頼されていた。

金曜日に監査法人事務所を退社後、監査法人から貸与されている携帯のメールに、相談  
の場に同席していたX社経理マネジャーから、相談についての回答を経理部長宛てに早  
急に回答してほしいとの、督促メールが来ていることに気付いた。X社経理マネジャーか  
らのメールには、相談時の資料が、会社と取り決めているパスワードがないまま添付され  
ていた。

A会計士は、監査責任者への相談がまだであったため回答を保留していたが、すぐに対  
応する必要があると考えた。相談内容についてはインターネットで参考となる Q&A を見  
つけており、回答の目途がついていたため、回答すると同時に監査責任者に情報共有す  
ることにした。そのため、A会計士は、X社経理部長に経理マネジャーからの添付ファイル  
のついたメールを転送メールとして、文面を加工し、Q&A のリンクとともに回答を記載し  
て、X社経理部長及びX社経理マネジャー宛て、監査責任者であるパートナー2名を CC  
として携帯から送信した（監査法人のルールとしては、添付ファイルにはパスワードを設  
定することとされており、PC からのメールには添付ファイルにパスワードを求める警告  
が出るが、携帯からのメール送信の場合にはそうした警告は出ない設定となっている）。

月曜日になり、X社経理マネジャーからA会計士に、1名知らない監査法人の方が CC  
に入っているが誰かとの問い合わせがあり、別のチームの同姓のパートナーを CC に含め  
ていたことが判明した。また、メールを受け取った本来の監査責任者から回答内容につい  
て、リンク先の Q&A は相談内容と前提が異なるのではないかとのコメントが来た。

[参考資料]

倫理規則（最終改正 2022 年 7 月 25 日）で会員が遵守することが求められている基本原則

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 基本原則 1 | 誠実性の原則                 |
| 基本原則 2 | 客観性の原則                 |
| 基本原則 3 | 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則 |
| 基本原則 4 | 守秘義務の原則                |
| 基本原則 5 | 職業的専門家としての行動の原則        |

問 2 倫理規則（最終改正 2022 年 7 月 25 日）における、基本原則の遵守や独立性に関する要求事項の遵守に対する阻害要因の説明に関して、空欄①～⑥に当てはまる適切な語句を以下の[語群]から選択し、カタカナを答えなさい。

(1) ( ① )

会員が、依頼人又は所属する組織と長期又は密接な関係を持ち、会員がそれらの者の利害に過度に捉われること、又はそれらの者の作業を安易に受け入れること。

(2) ( ② )

会員が現在実施している活動の一環として判断を行うに当たって、当該会員自身又は当該会員が所属する会計事務所等若しくは所属する組織の他の者が過去に行った判断又は実施した活動の結果に依拠し、それらを適切に評価しない可能性が生じること。

(3) ( ③ )

会員が、その客観性が損なわれるほど、依頼人又は所属する組織の立場を支持する姿勢を示すこと。

(4) 不当な ( ④ )

現実に生じている ( ④ ) 又は予見される ( ④ ) により、会員が不当な ( ⑤ ) を受け、客観的に行動できなくなること。

(5) ( ⑥ )

金銭その他の利害を有していることにより、会員の判断又は行動に不当な ( ⑤ ) を与える可能性があること。

[語群]

- |          |          |        |
|----------|----------|--------|
| ア：プレッシャー | イ：擁護     | ウ：馴れ合い |
| エ：自己利益   | オ：自己レビュー | カ：影響   |



#### 問題4 税金・税効果【配点30点】

以下の各問においては、我が国における税金及び税効果に関する会計基準等に基づいて解答すること。

問1 以下の[資料及び前提条件]に基づき、A社の個別財務諸表における(1)X4年3月期末、及び(2)X5年3月期末の、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定める企業分類、及びその分類と判断した理由を記載しなさい。

##### [資料及び前提条件]

1. A社は3月決算会社であり、グループ通算制度を採用していない。
2. A社は海外子会社を多数有しており、その海外子会社からの受取配当金を営業外収益に計上している。
3. A社の個別財務諸表における経常利益（経常損失）、課税所得（欠損金）と将来減算一時差異の推移は以下のとおりである。

繰延税金資産の回収可能性に関する分類判定資料 (単位:百万円)

|                  | X1年<br>3月期 | X2年<br>3月期 | X3年<br>3月期 | X4年<br>3月期 | X5年<br>3月期 |
|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 経常利益<br>(△は経常損失) | 500        | 500        | 500        | 500        | △500       |
| 課税所得<br>(△は欠損金)  | 100        | 100        | 100        | 100        | △700       |
| 将来減算一時差異         | 600        | 600        | 600        | 600        | 600        |

4. A社は3年間の中期経営計画を策定しており、将来の合理的な見積可能期間を3年間と判断している。
5. A社の中期経営計画は、過去から現在まで合理的に策定されており、おおむね達成されている。また、直近の中期経営計画は、X3年3月期からX5年3月期を対象として策定されている。
6. A社ではX4年3月期まで臨時的な原因による課税所得が発生したことはなく、また、税務上の欠損金が発生したこともない。
7. X5年3月期に世界全体で蔓延した感染症によって、A社の工場の一部が操業停止となり経常損失及び欠損金が発生した。しかし、A社ではその感染症の影響は今後2年間で収束に向かうと判断しており、この判断は最善の見積りに基づいている。
8. A社はX5年4月の取締役会で、X6年3月期からX8年3月期を対象とした次の中期経営計画を承認した。この中期経営計画は、X6年3月期からの工場操業再開により感染症の影響を受ける前の利益及び課税所得水準まで業績が回復し、将来3年間に一時差異等加減算前課税所得が発生することを合理的な根拠をもって説明できている。

問2 以下の[資料及び前提条件]に基づき、法定実効税率、法定実効税率とB社の税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳、及び税効果会計適用後の法人税等の負担率について、税率差異分析表の①～⑤に当てはまる適切な数値を答えなさい。なお、比率は小数点以下第1位まで記載すること。

[資料及び前提条件]

1. B社の決算日は3月31日である。
2. 法定実効税率は32.0%である。
3. B社のX1年3月期の法人税等及び税効果会計に関する資料は次のとおりである。

(ア) 損益計算書抜粋 (単位：百万円)

|              |        |
|--------------|--------|
| 税引前当期純利益     | 20,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 9,580  |
| 法人税等調整額      | △2,560 |
| 法人税等合計       | 7,020  |
| 当期純利益        | 12,980 |

(イ) 税率差異分析用資料 (単位：百万円)

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| X1年3月期発生の将来減算一時差異合計   | 8,000 |
| 交際費等(永久に損金に算入されない項目)  | 3,000 |
| 受取配当金(永久に益金に算入されない項目) | 2,000 |
| 住民税均等割                | 300   |

税率差異分析表

|                      |      |
|----------------------|------|
| 法定実効税率               | ① %  |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | ② %  |
| 受取配当金等永久に益金に参入されない項目 | △③ % |
| 住民税均等割               | ④ %  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | ⑤ %  |

問3 繰延税金資産の回収可能性検討時に企業を分類する場合や繰延税金資産の計上額を見積る場合、合理的な仮定に基づく業績予測によって、将来の課税所得又は税務上の欠損金を見積ることとなる。その際、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定める留意事項を具体的に述べなさい。

問4 以下の[資料及び前提条件]に基づいて、C社のX1年4月1日以後開始する事業年度の法定実効税率を算定しなさい。

[資料及び前提条件]

1. C社の決算日は3月31日である。
2. C社は、本店所在地に適用されている税率を基に法定実効税率を算定している。  
当該所在地における地方公共団体では、標準税率による税率により住民税及び事業税を課している。
3. X1年3月31日において成立している法律又は条例に規定されている税率で、X1年4月1日以後開始する事業年度の法定実効税率の算定に関連する税率は、以下のとおりである。

|           | X1年4月1日以後開始する事業年度の税率 |
|-----------|----------------------|
| 法人税       | 23.20%               |
| 地方法人税     | 10.30%               |
| 住民税（法人税割） | 7.00%                |
| 事業税（所得割）  | 9.59%                |

4. 法定実効税率は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記載すること。
5. 事業税率には特別法人事業税を含んでいる。

以 上